慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	米国連邦新所得税法（下）
Sub Title	
Author	向井, 鹿松
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.8 (1914. 10) ,p.1067(157)- 1079(169)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19141000-0157

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

利害、特殊階級の福利を念として公共の政治に與る可からずと云ふ立憲政治の大原則を破却する危險性を有して居る。獨逸の「クルップ」工場の所在地たるエッセンに在りては一級選擧人は總選擧人約二萬人の中僅か三名に過ぎず、一級二級を合算するも猶は四百餘人に過ぎなかつたことがある。然も此の少數の者か實に市會議員の大半を選定するの事實を見ては唯々驚くの外はない。又各階級の被選者の少なくとも半數は家屋の所有者たらざる可からずとの規定さへある。此の規定の之有るか爲めに三級選擧人の蒙る苦痛はまた一通りでない。之が爲めに現に三級選擧人が本來望みもしない人物を一二級所屬の選擧人の中から選出した實例がある。事茲に到つては最早や合理不合理の問題ではなくて、殆んど滑稽に近い。選擧は何が爲めに行ひ、選擧制度は如何なる目的を有するかを反問するまでもないのだ。思へば保守的政治家の保守政策程愚劣なものはない。

六

法は吾人共同生活の準則である。吾人は社會共同の生活を全うする爲めに法を重んじ、又法に當然服從しなければならぬ。强者も弱者も、又富者も貧者も共に等しく法に羈束されねばならぬ。正義は法の母であり、法は一視同仁であるさは去り乍ら、法夫れ自身は決して萬能の力を有するものでない。法は不正を罰し、惡を防ぐことが出來るにしても、不正其のもの、惡其のものを減却する力がない。此の根本の絶大の力は社會を構成する吾人の頭に宿る。人を離れて法なし。法を殺すも活かすも實は各人の自由である、勝手である。社會改善の問題は或る程度まで法制改革の問題であるが、其の根本に於ては常に各人の自己內省を要求して止まぬのである普國の政治家が法制の改善を爲すと爲さゞるとは敢て我れの關する所でない。併し我れは我が法制を改善すると共に、又之を活かすの工風がなくてはならぬのである。

（完）

米國聯邦新所得稅法（下）

向井鹿松

三、課稅率

課率に付き研究すべきは免稅と累進稅率との二問題なり。

第一の問題に關し特に注意を要するは、新稅法か各個人に適用さるるは其所得三千弗を超過したる場合に限ることこれなり。原案に於ては此の免稅點を四千弗となしたりしか、餘りに高きに過ぐるを以て中途修正して之を三千弗となし、子供あるものに對しては此の上五百弗又は一千弗を高むることゝせり。然れども結局此子供に對する免稅規定は削除せられ、其の代り結婚せる者に對しては免稅點を三千弗の上更に一千弗を加ふることゝなれり。但し結婚せるものに對する此合計四千弗の免稅規定は同居せる夫

婦の總計所得に付てのみ適用せらるゝものなり尙此免稅額に付き注意すべきは、此規定は所得額の如何を問はず、凡て各所得の最初の三千弗（前述せる夫婦の場合は四千弗）に付き適用せらる、換言すれば如何るな場合にても純所得中より三千弗（又は四千弗）を控除したる殘額を以て課稅所得となすものなり。

新稅法案審議中に於て、この免稅點を餘りに高きに過ぐるとなし之を批難するもの少なからざりき。然るに此の點を以て適當なりとなす論者は之か理由を說明して曰く、（一）此の免稅額は各人か生活を維持するに必要なる最少限度と云ふよりも、寧ろ米國の生活程度に於て安樂なる生計の最少必要額と見るべきものなり。蓋し米國に於ては三人乃至五人の子女を有する一家族か安樂に生活をなし、其の子女をして大學教育を受けしめんには四千弗を要すべく、又寡婦にありては三千弗を要すべし。（二）米國中央政府の課する間接稅は、所得少なき者に對し負擔を加ふること大なるか故に、今所得稅の免稅點を比較的高度に置くときは此の負擔の不公平を矯正し得べし。（三）殊に之れによりて行政上無用の費用と不斷の繁雜とを避くることを得るの一事は凡ての批難を排除して餘りある可しと。是等の諸點は立法當局者の顧慮したる處なるは勿論なるか、免稅點をかかる高度に定むるに至りたる根本の理由は別に政治上に存するなり。蓋し米國の如き普通選擧の行はるる國に於ては政治上に於ける下層社會の權力大なるか故に、若し所得稅の免稅點を廢するか又は低きに置かんか、必ずや彼等の反感を招き、ためにかかる修正に贊成したる議員は忽ち自己の政治的立場を失ふに至るべく隨つて其の法律も到底永續せざるべきか故なり。然りと雖と公平なる眼を以てすれば、免稅點を三千弗（又は四千弗）となしたるは本稅法施行の主旨に合致するものにして之によりて其の所得を以て相當の生活をなして尙餘裕ある者に課稅し以て米國租稅制度全般の上に於て負擔の公平を期することを得るなり。

合衆國政府の公債の利子を無稅とする規定に付ては何等の議論を生せざりき。これ政府公債の額多からず、其の大部分は國立銀行の所有に係るが故なり。されど今後若し政府公債にして私人の手に歸するもの大部分を占むるに至らんか、必ずや國家信用の維持を主とするか、將た租稅の公平を主とするやに付き困難なる問題を生ずるに至らん。最後に千九百九年の法律は會社所得五千弗に對して免稅の規定を存したりしが、現行法は此規定を削除したり。

次に論すべきは累進稅率を課するために所得金額の多寡に應じて之に等級を附する問題なり累進稅率を課することの主義として正當なることは一般に承認せられし處にして議論亦生せざりき、之をかの千八百九十四年の法律案討議の當時に比すれば其の發達の跡を見るを得べし。等級を附することに關し起草者の最も困難を感じたるは、（一）如何にして累進稅率制度と徵稅方法とを調和せしむべきや、（二）又如何にせば累進稅率に關し過激なる意見を有するものの要求を斥け得るやの二點に存じたりき。

第一の問題は次に述ぶる遡源法に關するものにして、所得稅を徵收するに際し所得を受くるものよりせずして、之を仕拂ふものより納付せしむる場合には累進稅率を課すること困難なること之なり。例之會社の社債を有するものには大資產家もある可く、又資產甚だ少なきものもあるべし、然るに今會社が利子を仕拂ふに際し所得稅額丈控除し之を政府に納付する場合には利子受取人の所得の大小に拘はらず凡て同一稅率を課することとなるが故に甚だしき不平を生ずるを免れず。

然るに此至難なる問題は近時英國に於て解決せられたる處にして、現に佛國に於ても之れと同一の法律案審議中に在り。此新方法は亦米國新所得稅法の採用する處にして、即ち新稅法によれば所得稅は本稅（Norma tax）と附加稅（Additional or surtax）とより成り、前者は其率一步にして主として遡源法により凡ての所得に一般均一に課し、後者は各個人につき其全所得の高に從ひ、其等級に應じて各異なる率を賦課する特別稅なり。然らば此の新方法による利益如何といふに、各個人の所得を組成する各部分に付き本稅を附加するが故に事實の精確を期するを得べく、加之之によりて各個人が附加稅の爲めになす申告書は或る程度まで其虛僞を防止し得るが故に國庫の利益を保護する上に於て大なる效あり。尤も後に述ぶるが如く此の遡源法は國內に於ける凡ての所得に適用するを得ざるのみならず、尙且外國にて受取る所得に對しても其適用甚だ不完全なるが故に、上述の國庫に對する利益保護は必ずしも充分といふを得ざれども大體に於て此利益の存するは疑なき所なり遡源法と累進稅率制度とは兩立するを得ざるものと思はれたる從來の問題も此の巧妙なる方法によりて解決せられたるものといふを得べし。

累進稅率を附加稅に適用せんとするには其の稅率の高低を如何なる點に置く可きやは又議論の存したる處なり。原案に於ては所得二萬弗以上五萬弗以下は一分。五萬弗以上十萬弗以下は二分。十萬弗以上に對しては三分となせしが此の稅率は一般に低きに過ぐとなし種々の修正案ありし後結局左の如く決定したり。

附加稅率

二萬弗以上五萬弗以下	一分
五萬弗以上七萬五千弗以下	二分
七萬五千弗以上十萬弗以下	三分
十萬弗以上二十五萬弗以下	四分
二十五萬弗以上五十萬弗以下	五分
五十萬弗以上	六分

之を以て見れば米國新所得稅法の最高率は全體に於て七分に達せざるなり。之を英國の所得稅最高率（一磅に付一志八厅）又は獨逸の兵役稅の最高率（五十萬馬以上の所得に對し八步）に比すれば稍低きに在るものなり。

四、遡源法

所得稅の査定及徵收に關する新稅法の規定は米國に於ける從來の法とは根本的に異なるものなり。元來所得稅を賦課するには大別して二種の方法あり、一は對人的又は總額課稅法と稱し所得が幾多の源泉より收得者の手許に集まる場合に其全所得額を申告せしめ之に課稅するものなり。他は所謂遡源法にして所得稅を徵收するに際し所得を受取るものよりせずして、各所得の源泉即ち支拂をなすものをして支拂金額中より之れに相當する所得稅を控除して之を政府に納付せしめ其の殘額を拂ひ渡さしむる方法なり而して此の方法の論據とする處は、之によりて正直なる納稅者を保護し、且つ國庫の收入を增加せしむる二重の利益ありとなすものなり。かの獨逸の如き政治及行政上に於ける組織訓練の卓越せる國に於てはいざ知らず、其他の諸國に於ては個人の申告を基礎とする純然たる對人的總額課稅法の失敗に終るは疑なき處にして財政史上其實例に乏しからざるなり。ここを以て英國に於て或る程度まで遡源法を採用したるを初めとして、漸次諸國に之に倣ふものを生じたるは皆此の總額課稅法に基く弊害を除去せんとするに外ならざるなり。されど此の遡源法を最も完全に適用したるは實に米國新所得稅法なりとす。

即ち新稅法によれば各個人の所得に對する本稅は實行し得る限り其の源泉に於て徵收すべきものにして、詳言すれば各個人定期的の利益利

潤及ひ其他の所得にして課稅せらるべき金額の仕拂をなすものは、個人、商店、組合、會社其他如何なる結社たるを問はず先づ之をなす以前に一ヶ年の所得三千弗を超過する、利子、賃子（レント）俸給、賃銀、報酬、年金、其他定期的の利益、利潤及所得より本稅一分を控除し其の殘額を受取人に拂渡すべきものなり。（其の一ヶ年の仕拂額が三千弗に達せざる時は之れを控除するを要せざるなり、又三千弗（又は四千弗）の免稅の恩典に浴せんには別に手續を要すること後述する處の如し）。又其源泉たるや必ずしも所得の原仕拂に限らず、その最終の受取人即ち租稅の負擔者に至る間に於て之を監督し、受取り、又は仕拂をなすものは其如何なる資格に於て之をなすやを問はず凡て此の控除をなす義務あるものとす（但し此場合一ヶ所にて納稅せば足る規定の存するは勿論なり）。尙其の所得の性質たるや時及額に於て一定せることを要し、然らざる場合には其の源泉に於て控除するを要せざるものなり。如斯控除をなすの義務あるは其の仕拂高が三千弗を超過する場合なるが此の例外として會社が其社債に對して仕拂ふ利子、及外國にて仕拂はるべき外國債券及株式の利子及配當金を取立つる場合には其の額が三千弗を超過するや否やを問はず如何なる額に對しても租稅を控除すべきものなり。

此の租稅を控除する義務は次の三個の場合には適用なきものなり。（一）會社の株式に對する配當金（但し合衆國に營業せざる外國會社を除く）、之れ會社の純益は配當すると積立するとに係はず凡て之に對し會社が其の租稅を負擔するが故なり。（二）外國に住居せる外國人の所有する米國の債券、擔保付債權等其他之れと類似の債權に對する利子の仕拂。（三）凡て會社に對する仕拂。會社は其の所得の明細表を提出するの義務あり且つ其帳簿は收稅官が之が檢閲をなす

の便あるが故なり。

之を以て見れば遡源法に關する規定は頗る廣汎なるものにして數個例外の場合を除けば凡そ他人の所得となるべき金錢の仕拂をなすものには悉く適用さるゝわけなり。只前に一言せる如く其所得が定期的のものに非ざるか、又は其額が一定せざる場合に限り適用せられざるのみ。尙租稅の控除を怠りたるものは自ら其責に任せざる可からず。外國より利札、小切手、又は爲替手形の方法により利子又は配當金の取立をなすものは政府の免許を受けざる可からず等其他嚴重なる規定を設けて脫稅の防止に努む。

遡源法一般の問題と關聯して攻究すべきは、此主義其者が果して健全なりや。又此の法律の實施を容易たらしむべき行政上の方策如何の二點なり。

遡源法に對する批難中先づ研究すべきは、此法に於ては所得の源泉たる地位にあるものは諸仕拂に際し租稅を控除し、政府に是が計算書を提出する等手數と費用を要すること大なるものあるに拘はらず法律が此の點に關し何等の保障を與へざるは不都合なりと云ふにあり。されど茲に注意すべきは實際に於てかかる義務を負擔するは多くの場合會社なり。然るに會社は所得稅賦課に際して、其の負債の利子を所得中より控除することを許されたり。之れ歐洲諸國の會社に於て見ることを得ざる特典なるが故に前述の批難は少なくとも會社の場合には當らざるものと云ふを得べし。

次に問題となるは所謂免稅文句付社債券なりこは社債又は利札に對し將來賦課せらるべき租稅を會社自身が仕拂ふことを約して發行したる社債なり。此の故に新稅法の下にありては會社は自ら租稅を仕拂ふの外何等の餘地を存せざるなり。其結果として法律が社債券所有者に課せんとしたる租稅は實際に於て會社に對する課稅

となり其目的を逸することとなるなり。

新稅法は此の點に注意し將來發行せらるべき社債券には、かゝる文句を附するも之を無效とするの規定を置きたれども、現に存するものに付ては之を其儘になしをき、以て非立憲の誹を避けたり。然れども單に將來發行せらるべき社債券に付て云へば、之に免稅文句を付するや否やは經濟上よりするも、財政上よりするも何等の差異あることなし。何んとなれば若し將來發行せらるべき社債券に免稅文句を附するときは之に課せらる可き租稅は資本に還元せられて、其社債の賣價は然らざる場合よりもそれ丈高價とならざるを得ず。隨て會社の側より見れば免稅文句付社債は每年仕拂ふべき租稅を補ふに足る丈の高價を以て賣却し得べく、又個人間に於ける租稅負擔の平等てふ點より見るも買主は所得稅を仕拂はざるも、其の租稅は還元されて代價の中に加はるが故にそれ丈高價を仕拂はざるを得ず。結局何れよりするも何等の實質上の差異を生ずることなし。されど此の作用は現に存在せる數十億の此種の社債には望むを得さるが故に隨て新稅法の下にては會社は非常に其負擔を加重せらるることとなり、反之社債所有者は全く所得稅を免かることとなるべし。

かかる關係よりして新稅法案の討議中、會社を代表せる議員中には之に代はるべき方法を提議したるものあり。即ち曰く『遡源法の目的とする處は主として脫稅を防止するにあり、果して然らば此目的を達するには必ずしも所得の源泉たる地位にあるものをして租稅を納付せしむる必要あることなく、寧ろ此者をして其支拂に關する詳細の報告をなさしむるの簡便にして且つ正當なるに如かず』と。此の所得の源泉たる地位に在るものに租稅控除の義務に代ふるに報告を以てする方法は伊太利に於て始めて採用せられしものにして Information at source とも稱す可きものなり。此方案は起草者を動し採用せられんとしたりしも、此の方法が果してかくの如き目的を達し得るや疑ありとして依然普通の所謂遡源法を維持することとなれり。

最後に新稅法實施に伴ふ徵收細則を見るに其主なるものは證明書添付の規定なり。即ち債務者たる會社が其の社債其他之と類似の負債の利子の仕拂に際し所得稅を差引かざる時は、取立其他の目的にて利札を受取りたる最初の銀行、信託會社、又は其他の者は租稅を控除し、證明書を作り之に詳細を記入して翌月廿日までに地方收稅官に提出すべきものなり。

會社利子以外の所得に付ては其規定簡單にして所得の仕拂をなす者は其年に於て仕拂の總額が三千弗以上達するまでは控除するを要せざるなり。又所得を受取る者は租稅を控除する會社其他の者に對して三千弗(又は四千弗)を免稅とすべきことを請求すべく、然る時は只其免稅點を超過する高に對する租稅のみ抑留さるるものなり。

新稅法は千九百十三年三月一日以後の所得に對し實施せられたるものなり。但し遡源法による規定は其效果を既往に遡らしむるを得ざるが故に同年十一月一日より施行せられたり。

五、徵收細則に關する其他の要點

行政的規定中尤も興味あるは秘密嚴守に關するものなり。合衆國の官吏又は官廳の屬は、所得申告書記載の事項は如何なることと雖も之を他へ洩すを得ず。又別に定むる處による外、如何なる人にも其申告書を閲覽せしむることを得ず。且つ所得申告書に關する事項は何人も之を謄寫又は印刷し、又は發行することを禁ず。

會社の申告書は之に反し公けの性質を有するものなるが故に大統領の命令により法規の定むる處に從ひ之を閲覽することを許したり。又一般所得稅を賦課する州の當該官吏にも其知事の

請求ある時は之を閲覽することを許せり。

前年に於て三千弗以上の所得ありたる者は三月一日迄に其記載事項の相違なきことを宣誓又は確認したる申告書を其居住地又は主たる營業の場所に於ける收稅官に提出すべきものとす。但し個人にして其所得二萬弗に達せず且つ其所得の全部が會社の配當金又は既に其源泉に於て租稅を控除されたる收入よりなる時は此義務を免除さる。此申告を怠り又は拒みたるものには二十弗以上千弗以下の罰金を課し尙租稅の五割を增徵す。脫稅の目的を以て虛僞の申告をなしたる者は二千弗以下の罰金又は一年以下の禁錮の刑に處し又は兩者を合せて課す、且つ其起訴費用をも支辨せしむ。

會社は申告に關し次の二ッの方法中一を選ぶことを得。即ちもし普通の歷の年度によりて申告書を提出したる時は、六月一日迄に納稅告知を受け同三十日迄に納付すべきものとす。若又會計年度によりて申告をなしたる時は申告期日後百二十日以內に納付すべきものとす。納稅期日及收稅官の督促期間十日を經過し納付せざる時は利子の外尙五分を增徵せらる。又會社が期日に申告を怠り又は拒みたる時又は虛僞の申告をなしたる場合には一萬弗以下の罰金を賦課せらるる外、尙申告を怠り又は拒みたる時は申告高を五割增加し、虛僞の場合には十割を增加す。又虛僞の申告をなしたる會社の役員は二千弗の罰金又は一ヶ年の禁錮又は兩者合して課せらる租稅徵收規定の頗る峻嚴なるを見るべし。

六、結　論

千九百十三年の所得稅法は完全なるものに非ず、其規定不明瞭にして行政官又は裁判所の解釋を要する點少なしとせず。加之脫漏の弊あると共に、又コムミッションの害を蒙りたる處なきに非ず。されど法律制定の前後に於て加へられたる論評中には頗る其當を失したるもの少なからず。例之所得稅賦課に際して紐育及其他富める州は他と其取扱を異にせざる可らずとなしたるが如き之なり。勿論現行法は此點に關し何等の區別をなさず、隨つて紐育の如き資產家多き處にては他の州よりも所得稅の納入高多きわけなり。されどこれ當然にして何人と雖も關稅の大部分が紐育港より徵收さるゝが故に此の關稅を以て不當なりとなすもの恐らくなかる可し

新稅法を以て社會主義的色彩を帶ぶるものなりとする攻擊も亦根據を有せざる謬說として排すべきものなり。尤も課稅金額に等級を附したれども、其最高稅率の他國のそれよりも低きことは既に一言せし所の如し。又免稅點が高きに過ぐといふ批難は一應尤もに聞ゆれども少しく考ふれば其當らざることを知るべし。何となれば新稅法の免稅點に關する規定は大體從來米國に行はれたる課稅の主義方針と一致するものなり。米國各州其他地方歲入は其基礎を主として一般財產稅に置くものにして、而其の課稅法の主義が財產を蓄積するを得ざりし人を免除するにあること論を俟たざる處なり。然るに米國に於て三千弗の所得あるものは其大部分は日常生活に之を消費し餘す處なしとせば、現行法に於て三千弗以下の所得に對し課稅を免除するは結局一般財產稅賦課に於ける免稅と同一に歸着するものと云はざるを得ず。蓋し三千弗以上の所得なきものは何等貯蓄の餘裕なきが故に又財產稅をも負擔することなきわけなり。事實三千弗の所得あるものが通常其全部を日常生活に消費するや否やは兎に角、米國の如き生活程度の向上甚だしき國に於て、よし多少の餘裕ありとするも大なる蓄積をなす能はざるは明かなり。此點より見れば此稅法の免稅點が比較的高きに過ぐとなす論は其當を得ざるが如し。かの免稅の規定を全廢するか、又は其の免稅點を引下げんとする論者は自己の所論が從來米國財政制度

の根底をなせる一般財産稅の理論と矛盾するものなることを忘却せるものなり。要之、三千弗の免稅規定は從來米國に於て承認せられし財政上の公正（ジヤスチス）と相反するものに非ざるなり。

新所得稅法の實際の缺點は是等の點と異なれる他の方面に存す。先づ第一に指摘すべき缺點は新稅法が區別課稅法を採用せざりしことなり換言すれば勞費所得と不勞費所得（又は財産所得と勤勞所得）とを區別することなく全く同一稅率を課したこと之なり。尤も其の考は全くなきに非ざりしも其主意充分了解せられざりしが如く且つ案の通過を急ぎたるため此事は遂に顧みる暇あらざりし如し。抑々區別課稅法（ヂフアレンシエシヨン）の英國に論議せらるや久しきものなりしが、遂に等級課稅法（エーシヤル）に先ちて實施せられたり（前者は千九百〇七年、後者は千九百十年）。然るに米國所得稅に於ては之れに反して等級課稅法は今回採用さるるに至りしも、區別課稅法に付ては遂に何等の規定も置くことなかりき。されど此の方の採用さるるは遠きに非ざるべし。

第二の缺點は普通の營業所得の課稅に對し適當なる徵收方法の採用せられざること之なり。此種の所得に對しては大多數の場合遡源法を適用すること不可能にして、かの英國が其第四種所得稅の徵收に困難せしは人の知る處なり。而して米國に於ては此の英國の經驗に鑑みることなく、一時に多數の新方法を試むるを不可となし、之に關しては何等特別の規定をなさざりきここを以て、かの納稅者の一片の申告が、たとへ收稅官が多少の修正をなすとは云へ、果して戰時所得稅に於て一般に行はれしが如き虛僞、脫稅の弊を繰り返へすことなきや大に疑惧の存ずる處なり。固より所得稅の大部分は遡源法により徵收することを得るものなれども、而も普通の營業所得の申告に際しかかる重大なる脫稅の機會を與ふる謂あることなし。

以上は新稅法に對する二三の重要なる批難なるが遡源法（Stoppage at source）に關しては、吾人は大體に於て新稅法の規定は其當を得たりと思推するのみならず、從來各國に行はれしものに比し一大進歩をなしたるものと信ず。只慾を云はゞ一部たりとも Information at source の方法が加味せられたらんには一層完備の域に達したるの方法ならん。

全般の上より見れば此法律は其考案頗る宜しきを得たるものと云はざる可からず。勿論之を一層公平のものたらしめ、且つ其行政上の運用宜しきを得せしめんには尙適當なる修正を要すべしと雖も、之を米國に於ける從來のものに比すれば吾人は其の完全なることを誇りて憚からざるなり、否恐らく多くの點に於て現に存ずる何處の所得稅法よりも優れるものと云ふを得んか。

（完）

最近の勞働者問題概觀（其二）

松崎壽

四　佛國の社會的立法

千九百十三年は勞働者の保護に對する所謂社會的立法の方面に關しては重要なる貢献を齎さゞりしが如きも、而かも最近諸國に於て制定せられたる各種の社會的法律が、漸次其效果を現はすに至りしは看過すべからざる事實なりとす本論にては先づ佛國に於ける養老年金法並に其他の救濟法に就て一言し、次に英國の實蹟に及ばんとす。

佛國の養老年金法（老廢保險法）は千九百十年四月の發布に係り翌十一年七月三日より實施せられしものなり。然れども千九百十三年には此法律に據る被保險者の數は却て減退せるもの